

衣笠病院附属在宅クリニックで行う医療

保健医療・診療所の種類

：保険医療機関、労災保険指定医療機関、身体障害者福祉法指定医療機関、生活保護法指定医療機関、難病の患者に対する医療などに関する法律に基づく指定医療機関、結核指定医療機関

対象疾患：ガン末期、神経難病、難病指定医療、総合内科【老年期における生活習慣病、各領域（脳血管疾患、精神・認知症領域療、呼吸器領域（在宅酸素、在宅持続陽圧呼吸療法）、消化器系、人工肛門の管理、肝・胆道・膵臓領域、循環器系領域、腎・泌尿器系領域、内分泌代謝領域、血液・免疫系】の一次診療、糖尿病患者教育、終末期の看取り（がん、非がん）、皮膚科疾患、

患者層（2020年8月現在）：30歳代～100歳代

対応できる在宅医療：

訪問診療、往診（24時間対応）、退院時共同指導、在宅時・施設入居時等医学総合管理、訪問看護指示、在宅患者訪問点滴注射管理（ポートに限る）、在宅自己注射指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅寝たきり患者処置指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅気管切開患者指導管理、がん性疼痛緩和指導管理、褥瘡管理、気管切開部の処置、胃瘻増設後、鼻腔栄養、CVポート、ストマ管理、尿道・膀胱瘻カテーテル管理、人工膀胱の管理、心電図、エコー、採血、各種予防接種・注射

併設施設：病院（ホスピス有）、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問看護事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所、健診施設

多職種との連携：

在宅療養ブロック拠点事業、居宅療養管理、訪問栄養指導  
近隣薬局・訪問看護ステーションとの定期カンファレンス、  
担当者会議